

医 療 型 短 期 入 所 事 業 所
開 設 支 援 事 業 案 内

東京都



TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

目次

| | |
|-------------------------|---|
| 医療的ケアが必要な障害児者に関する東京都の現状 | 1 |
| 事業の目的 | 2 |
| 事業の全体像 | 2 |
| 事業の内容 | 2 |
| 医療型短期入所事業所とは | 3 |

参考資料

| | |
|--------|---|
| 報酬体系 | 4 |
| 主な加算 | 4 |
| 主な人員基準 | 5 |
| 主な設備基準 | 5 |

医療的ケアが必要な障害児者に関する東京都の現状

障害福祉サービス(市町村が決定した障害児・障害者が受けられるサービス)として、利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる短期入所(ショートステイ)という事業があります。

近年、医療的ケアを必要とする障害児者や重症心身障害児者(以下、「医療的ケア児者等」という。)が全国的に増加する中、地域生活を支える「医療型短期入所事業」のニーズが高まっています。

一方、医療型短期入所事業所は、都内全域で十分な数を確保できておらず、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じています。医療的ケア児者等が安心して地域生活を継続できるよう、受入れ機関の整備が喫緊の課題となっています。

このことから、東京都では、病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院に対して、医療型短期入所事業所の開設を促す個別訪問等を実施し、医療的ケア児者等の受入れ可能な事業所の開設を促進していきます。

事業の目的

医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者等が増加するなか、地域で安心した生活を支える短期入所事業所の開設が求められていることから、病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院(以下、「医療機関及び介護老人保健施設等」という。)による医療型短期入所事業所の開設支援を行います。

事業の全体像(令和6年3月までの事業)

1. 短期入所 法人開拓提案
2. 短期入所 開設相談窓口設置・対応等

事業の内容

1. 短期入所 法人開拓提案
都内の医療機関及び介護老人保健施設等に対し、医療型短期入所事業の周知を図るため、訪問による説明等を行います。

実施時期 令和5年4月1日から令和6年3月29日まで実施

2. 短期入所 開設相談窓口設置・対応等

医療機関及び介護老人保健施設等向けの問合せフォームを設置し、当事業に関する相談等に対応します。

相談窓口 業務委託先会社 株式会社 医療経営研究所(担当:関田、鈴木)

受付期間 令和5年4月1日から令和6年3月29日まで

お問合せフォーム

<https://forms.gle/NXmzD754myY1V4ir7>



医療型短期入所事業所とは

サービス内容

障害者支援施設や児童福祉施設などの施設(福祉型)、医療機関及び介護老人保健施設等において、次のサービスを提供することとされています。

1. 入浴、排せつ、食事、着替え、移動などの介助
2. 見守りや、その他必要な支援

事業所形態

1. 併設事業所:入所施設に併設された短期入所事業所
2. 空床利用型事業所:入所施設の利用されていない居室を利用して行う
3. 単独型事業所:入所施設以外に設けられた短期入所専用の事業所

対象者(医療型)

次のいずれかに該当する方が利用できます。

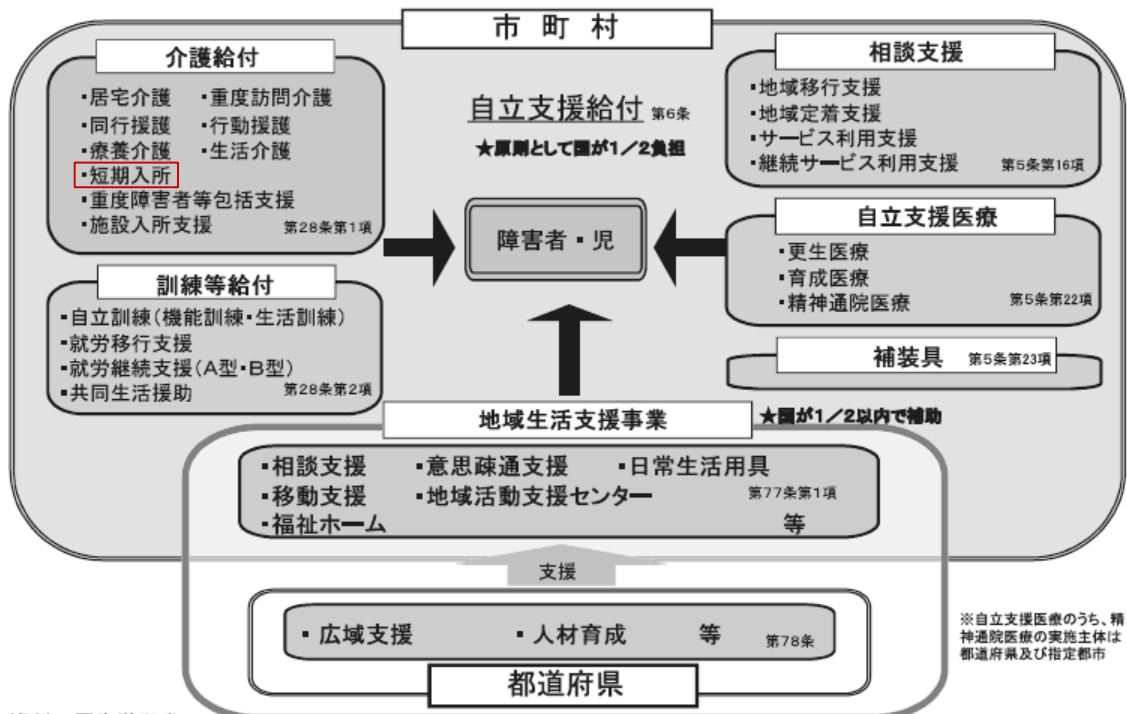
1. 区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
2. 区分5以上で、進行性筋委縮症の者か重症心身障害者
3. 重症心身障害児 等

■ 対象者の状態像(イメージ)

医療的ケア児者: 喀痰吸引や経管栄養等が必要な状態

重症心身障害児者: 重度の知的障害及び重度の身体障害を有する状態
身体機能は、寝たきり又は座位保持までの程度

[障害福祉サービスの体系]



資料: 厚生労働省

参考資料

報酬体系（令和3年4月1日現在）

| 区分 | 対象 | 実施施設 | 報酬単価 (単位/日) | 備考 |
|-------------------------|---------------------|---------------------------------|----------------|-----------------------------|
| 医療型短期入所 サービス費Ⅰ | 療養介護対象者、 重症心身障害児 | 医療機関 (看護体制7:1) | 3,010 | |
| 医療型短期入所 サービス費Ⅱ | 療養介護対象者、 重症心身障害児 | 上記以外の病院、 有床診療所、老健 又は介護医療院 | 2,762 | |
| 医療型短期入所 サービス費Ⅲ | 遷延性 意識障害者等 | 病院、有床診療 所、老健又は 介護医療院 | 1,747 | |
| 医療型 特定短期入所 サービス費Ⅰ | 療養介護対象者、 重症心身障害児 | 医療機関 (看護体制7:1) | 2,835 | 宿泊を伴わない 利用の場合 |
| 医療型 特定短期入所 サービス費Ⅱ | 療養介護対象者、 重症心身障害児 | 上記以外の病院、 有床診療所、老健 又は介護医療院 | 2,636 | 宿泊を伴わない 利用の場合 |
| 医療型 特定短期入所 サービス費Ⅲ | 遷延性 意識障害者等 | 病院、有床診療 所、老健又は 介護医療院 | 1,646 | 宿泊を伴わない 利用の場合 |
| 医療型 特定短期入所 サービス費Ⅳ | 療養介護対象者、 重症心身障害児 | 医療機関 (看護体制7:1) | 2,070 | 日中活動系 サービスを併せ て利用する場合 |
| 医療型 特定短期入所 サービス費Ⅴ | 療養介護対象者、 重症心身障害児 | 上記以外の病院、 有床診療所、老健 又は介護医療院 | 1,943 | 日中活動系 サービスを併せ て利用する場合 |
| 医療型 特定短期入所 サービス費Ⅵ | 遷延性 意識障害者等 | 病院、有床診療 所、老健又は 介護医療院 | 1,266 | 日中活動系 サービスを併せ て利用する場合 |

主な加算

- 短期利用加算 30単位/日
- 食事提供体制加算 48単位/日
- 送迎加算 186単位/回 等

参考資料

主な人員基準

□ 併設型・空床利用型

本体施設の配置基準に準じる

□ 単独型

当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

主な設備基準

居室

□ 併設型・空床利用型

その全部又は一部が併設事業所・本体施設の利用者に利用されていない居室を用いること

□ 単独型

- 1の居室の定員:4人以下
- 地階に設けてはならないこと
- 利用者1人当たりの床面積:収納設備を除き8㎡以上
- 寝台又はこれに代わる設備を備えること
- ブザー又はこれに代わる設備を備えること

設備

□ 併設型

本体施設との効率的運営が可能であり、かつ、本体施設の利用者の支援に支障がないときは、本体施設の設備(居室を除く)との併用ができる

□ 空床利用型

本体施設として必要とされる設備を有することで足りる

□ 単独型

食堂、浴室、洗面所、便所を備えること

東京都



令和5年度 医療型短期入所事業所開設支援事業
「医療型短期入所事業所 開設支援事業のご案内」

- 事業受託会社 -

株式会社 医療経営研究所

東京都世田谷区弦巻1丁目1番12号

TEL : 03-5787-8635